

200万円以下200円
300万円以下500円
500万円以下1千円

工事請負契約書

約款も併せて内容をよくお読みください

契約日：令和 年 月 日

(注文者)

住所

お名前

電話番号

(請負者)

住所

社 名

代表者

電話番号

登録番号

担当者

☒ 工事場所
 ☐ 注文者住所地に同じ

■ 工事期間 着工日：令和 年 月 日

引渡日：令和 年 月 日

■ 支払方法 (支払方法：銀行振込・ローン 回払)

※ 銀行振込で残金支払いの場合、工事完了から7日以内

請負金額(税込)

[illegible]

お支払時期

■ 銀行振込：令和 年 月 日

■ ローン：令和 年 月 日 支払開始
(ローン契約に関する詳細はローン契約書に内容を記載)

請負内容 と工事内訳		商品名および製造社名	機種名・型番	数	量	単価	金額
	機器に関する内容						
	工事内容						
機器や工事に関する特記事項：			小計	-----			
			消費税	%			
			合計	-----			

〔売買契約等のクーリングオフのお知らせ〕 ※内容を良くお読み下さい

- 1 注文者（以下「お客様」といいます。）が、訪問販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日間を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件に契約の解除を行なうこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約をしたその場で商品の引渡を受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全額を支払うこと）で、その金額が3千円未満のときはクーリング・オフはできません。

2 この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用あるいは移転された権利の返還に要する費用は、請負者（以下「販売店」といいます。）が負担します。③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

3 なお、不織布、脱臭剤（医薬品を除く）合成洗剤、洗浄剤、つやだし剤、壁紙については使用又は消費した場合（ただし、販売店がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。）はクーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4 上記クーリング・オフの行使を妨げるために販売店が不実のことを告げたことによりお客様が誤認をし、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行なわなかった場合は、販売店からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日間を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。はがきの場合は右図のように必要事項を記入の上、販売店あて郵送して下さい。（簡易書留扱いが確実です。）

◆改正点 令和4年6月1日以降、電磁的記録（電子メール・FAX等）によるクーリング・オフの通知が可能になります。

〇〇〇〇
 〇〇〇〇
 〇〇課行
 ・ご住所
 ・ご契約者名フリガナ
 ・電話番号

申込日 ○年○月○日
書面受領日 ○年○月○日

① 販売店名
② 販売店住所
③ 電話番号
④ 商品・役務名

右記日付の申込みは撤回し
又は契約を解除します

工事請負契約約款

第1条（総則）

1. 注文者（以下「甲」という）と請負者（以下「乙」という）は、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
2. 当該契約書および、付属の商品・工事内容詳細、設置図面等にもとづいて、乙が工事を完成し、甲と乙は契約の目的物を確認するものとし、甲は、その請負代金の支払を完了する。

第2条（施工一般の損害）

1. 工事の完成引渡までに、目的物、その他施工一般について生じた損害は乙の負担とする。
2. 本条第1項の損害のうち、次の各号のいずれかに該当した場合に生じたものは甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。
 - (1) 甲の都合によって、乙が着手期日までに工事に着手できなかったとき。
 - (2) 前金払または部分払いが遅れたとき。
 - (3) 資材調達の遅れ等やむを得ない事情のとき。
 - (4) 天候不順、自然災害、又は戦争、テロ行為、破壊活動、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の不可抗力の事態の発生によるとき。
 - (5) その他甲の責めに帰すべき事由によるとき。

第3条（打ち合わせ通りの工事が困難な場合）

1. 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせ通りの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、甲と乙が協議して実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定める。

第4条（一括下請負）

1. 請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができる。

第5条（権利・義務などの譲渡の禁止）

1. 甲と乙は、相手からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2. 甲と乙は、相手からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

第6条（完了確認・代金支払い）

1. 工事を終了したときは、甲と乙は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、甲は工事請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

第7条（所有権移転）

1. 目的物の所有権は、甲が契約代金全額を完済したときに、乙から甲へ移転するものとする。

第8条（支給材料、貸与品）

1. 甲より支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は甲と乙の協議の上決定する。
2. 乙は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については甲に対し交換を求めることができる。
3. 乙は、支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

第9条（第三者への損害および紛議）

1. 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、甲と乙が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたときは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由によって生じたものについては、甲の負担とする。

第10条（甲の目的物等管理義務）

1. 甲は契約代金を完済するまで、目的物に対し、善良な管理者の注意義務をもって保管し、これらの入質その他の担保としての第三者への提供、転売、贈与、貸与、一時使用など、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。また、甲は、乙の承諾なしに目的物の移動、加工および添付をしてはならない。

第11条（不可抗力による損害）

1. 天災その他自然的または人為的な現象であって、甲と乙いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。
2. 前項の損害について、甲と乙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の甲の負担額から控除する。

第12条（瑕疵がある場合の責任）

1. 目的物のうち機器に関する瑕疵は各メーカーの保証既定に従う。但し、特約を定めた場合はそれによる。

第13条（工事の変更、一時中止、工期の変更）

1. 甲は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。
3. 乙は、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、甲と乙が協議して決める。

第14条（遅延損害金）

1. 甲が請負代金の支払を完了しないときは、乙は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年6.0%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

第15条（ローン条項）

1. 甲が本契約の支払いに際して提携ローンによる融資を申込み、当該ローンが否認された場合、本契約は白紙撤回する。

第16条（紛争の解決）

1. この契約について紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

第17条（補足）

1. この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲と乙が誠意をもって協議して定める。